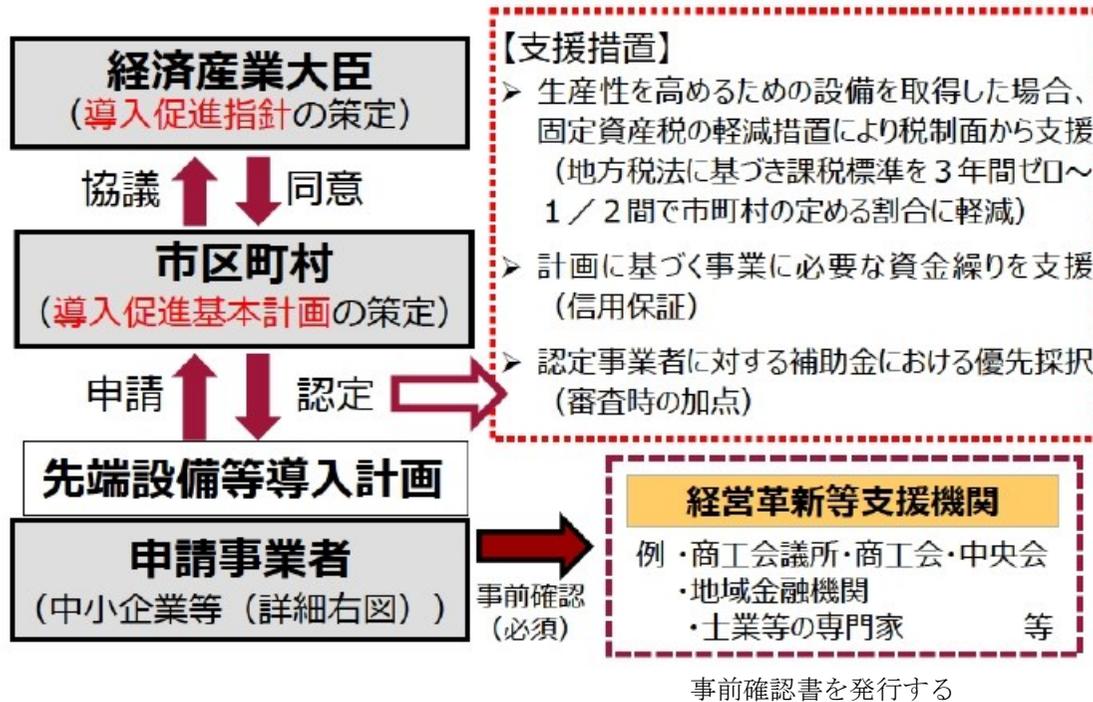


○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模
(中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。